

福島県スポーツ推進委員協議会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、福島県スポーツ推進委員協議会と称し、事務所を福島県企画調整部文化スポーツ局スポーツ課内におく。

第2章 組 織

第2条 本会は、福島県内各市町村スポーツ推進委員をもって組織する。

第3条 本会は、次の地区に16の支部協議会をおく。

- (県北地区) 福島、伊達、安達
- (県中地区) 郡山、岩瀬、石川、田村
- (県南地区) 西白河、東白川
- (会津地区) 北会津、耶麻、両沼
- (南会津地区) 南会津
- (相双地区) 双葉、相馬
- (いわき地区) いわき

2 南会津及びいわき支部協議会を除く各支部協議会は、教育事務所管内ごとに地区協議会をおくことができる。

第3章 目的及び事業

第4条 本会は、会員相互の連絡を図り、スポーツ推進委員の資質向上と、体育・スポーツの推進に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツに関する情報交換
- (2) 体育・スポーツに関する研修
- (3) 体育・スポーツに関する調査研究
- (4) その他目的達成に必要な事業

第4章 役 員

第6条 本会に、次の役員をおく。

会長1名、副会長7名、理事長1名、理事22名、監事3名、幹事若干名

第7条 会長及び副会長の選出は、次のとおりとする。

- 2 会長及び副会長は、地区から選出の各1名（以下、地区選出者）及び女性委員代表とする。
- 3 会長は、地区選出者の中から互選によって定める。
- 4 副会長は、会長に互選された以外の地区選出者及び女性委員代表とする。

第8条 理事は、各支部協議会より1名選出し、会長が委嘱する。このほか会長は、各地区より選出された女性委員1名及び学識経験者を理事として指名し、委嘱することができる。

2 理事長は、理事の互選とする。

第9条 監事は、県北・県中・県南で1名、会津・南会津で1名、相双・いわきで1名を選任する。

第10条 幹事は、会長が委嘱する。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を掌理する。
- (4) 理事は、理事会を組織し、重要事項を審議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 幹事は、理事長の命により庶務・会計を司る。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充の場合は前任者の残任期間とする。また任期満了といえども後任者決定までは、その職務を行うものとする。

第13条 この会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦によって会長がこれを推戴し、重要事項の諮問に応ずる。

第5章 会 議

第14条 本会に次の会議を置く。

- (1) 役員会
- (2) 理事会
- (3) 総会

第6章 役 員 会

第15条 役員会は第7条の会長、副会長、第8条2項の理事長をもって構成する。

2 役員会の議長は会長とし、議事は出席者の過半数をもって決定する。

- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。
- 4 役員会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他会務執行に関する事項

第7章 理 事 会

- 第16条 理事会は第7条の会長、副会長、第8条の理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は会長とし、議事は出席者の過半数をもって決定する。
 - 3 理事会は年3回開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 役員会で審議された、総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算の変更

第8章 総 会

- 第17条 総会は各市町村代表者1名をもって構成する。
- 2 総会の議長は総会構成委員の中から選出し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
 - 3 総会は年1回開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他重要事項

第9章 委 員 会

- 第18条 本会に表彰選考委員会、総務委員会、研修委員会、事業委員会をおくことができる。
- 2 表彰者選考委員会は、各種表彰の選考をおこなう。この会の委員は会長が委嘱し、副会長及び理事長とする。このほか、会長が必要と認める場合には、若干名の委員を委嘱することができる。
 - 3 総務委員会は、本会のPR活動（会報の発行、HP作成等）、各種団体との連絡調整、「みんなのスポーツ」「手帳」の購読・購買推進等をおこなう。この会の委員は、副会長2名、理事長、理事4名、女性委員4名とする。
 - 4 研修委員会は、研究大会・新任研修会・女性研修会の企画立案・運営をおこなう。この会の委員は、副会長3名、理事5名、女性委員6名とする。
 - 5 事業委員会は、ニュースポーツの普及、地域スポーツ事業の推進、総合型地域スポーツクラブとの連携等をおこなう。この会の委員は、副会長2名、理事6名、女性委員6名とする。

第10章 会 計

- 第19条 本会の経費は、市町村負担金、スポーツ推進委員の会費、補助金、寄附金及び事業収入、その他をもってあてる。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第11章 会長専決事項

- 第21条 本会の歳出に予算更生が必要になった場合及び緊急を要する事項が生じた折は、会長がこれを専決処理することができる。
- ただし、専決処理事項については、理事会に報告し承認を得なければならない。

第12章 補 則

- 第22条 本会に次の帳簿をおく。
会計簿、議事簿、その他必要な帳簿
- 第23条 本会に必要な細則は別に定めることができる。

附 則

この規約は昭和33年5月16日から施行する。

(略)

一部改正

昭和36年2月22日	昭和47年6月21日	平成9年5月13日	平成24年5月8日
昭和37年7月3日	昭和48年6月19日	平成15年5月14日	平成29年5月16日
昭和41年6月1日	昭和57年4月16日	平成16年5月12日	
昭和46年5月25日	平成4年5月8日	平成20年5月13日	